

羽曳野市情報公開条例（平成12年羽曳野市条例第42号）＜抜粋＞

（審査会の設置）

第16条 前条に規定する諮問に応じて審査するため、羽曳野市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前条に規定する審査のほか、情報公開制度に関する重要事項について、実施機関に意見を申し出ることができる。
- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員は、情報公開制度に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、諮問をした処分庁又は審査庁に対し、開示等決定に係る公文書の提示を求めることができる。
- 7 前項に定めるもののほか、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、諮問をした処分庁又は審査庁の職員その他関係人に対して資料の提出又は説明等を求めることができる。
- 8 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。